

提案条例説明資料

(追加提出分)

令和4年12月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 103 号																				
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例																				
3	目的・理由	令和 4 年人事院勧告及び令和 4 年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合並びに一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																				
4	概要	<p>1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条）</p> <p>(1) 特定任期付職員の給料月額の改正（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000 円</td> <td>376,000 円（1,000 円増）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の支給割合の改正（第 8 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 155</td> <td>100 分の 155</td> <td>100 分の 160 (100 分の 5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 155</td> <td>100 分の 165 (100 分の 10 増)</td> <td>100 分の 160 (100 分の 5 減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条）</p> <p>(1) 給料表の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）</p> <p>ア 改正の概要</p> <p>国が令和 4 年 4 月 1 日から適用する俸給表（大卒程度に係る初任給を 3,000 円、高卒者に係る初任給を 4,000 円引上げ。これを踏まえ、20 歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶように、30 歳台半ばまでの職員が在職する号</p>	号給	現行	改正後	1	375,000 円	376,000 円（1,000 円増）	支給期	現行	改正後		令和 4 年度	令和 5 年度以降	6 月期	100 分の 155	100 分の 155	100 分の 160 (100 分の 5 増)	12 月期	100 分の 155	100 分の 165 (100 分の 10 増)	100 分の 160 (100 分の 5 減)
号給	現行	改正後																				
1	375,000 円	376,000 円（1,000 円増）																				
支給期	現行	改正後																				
		令和 4 年度	令和 5 年度以降																			
6 月期	100 分の 155	100 分の 155	100 分の 160 (100 分の 5 増)																			
12 月期	100 分の 155	100 分の 165 (100 分の 10 増)	100 分の 160 (100 分の 5 減)																			

俸について改定) に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

(ア) 行政職 1 級から 5 級までの職務の級の一部

(イ) 医療職 1 級から 3 級までの職務の級の一部

(2) 勤勉手当の支給割合の改正 (第 29 条関係)

ア 再任用職員以外の職員

支給期	現行	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月期	100 分の 95	100 分の 95	100 分の 100 (100 分の 5 増)
12 月期	100 分の 95	100 分の 105 (100 分の 10 増)	100 分の 100 (100 分の 5 減)

イ 再任用職員

支給期	現行	改正後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月期	100 分の 45	100 分の 45	100 分の 47.5 (100 分の 2.5 増)
12 月期	100 分の 45	100 分の 50 (100 分の 5 増)	100 分の 47.5 (100 分の 2.5 減)

3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第 3 条)

(1) 給料表の改正 (別表第 1 及び別表第 2 関係)

ア 改正の概要

国が令和 4 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準じ改正する。

イ 改正の対象範囲

(ア) 行政職 1 級及び 2 級の職務の級の一部

(イ) 医療職 1 級及び 2 級の職務の級の一部

(2) 期末手当の支給割合の改正 (第 14 条及び第 23 条関係)

支給期	現行	改正後 (令和 5 年度以降)
6 月期	100 分の 120	100 分の 125 (100 分の 5 増)
12 月期	100 分の 120	100 分の 125 (100 分の 5 増)

5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日（会計年度任用職員関係は、令和5年4月1日）</p> <p>2 適用期日</p> <p>(1) 特定任期付職員</p> <p>ア 給料月額の改正規定 令和4年4月1日</p> <p>イ 期末手当の改正規定 令和4年12月1日</p> <p>(2) 一般職の職員</p> <p>ア 給料表の改正規定 令和4年4月1日</p> <p>イ 勤勉手当の改正規定 令和4年12月1日</p>
---	-------	--

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 104 号																
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	令和 4 年人事院勧告、令和 4 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、市議会議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																
4	概要	<p>期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 155</td> <td>100 分の 155</td> <td>100 分の 160 (100 分の 5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 155</td> <td>100 分の 165 (100 分の 10 増)</td> <td>100 分の 160 (100 分の 5 減)</td> </tr> </tbody> </table>			支給期	現行	改正後		令和 4 年度	令和 5 年度以降	6 月期	100 分の 155	100 分の 155	100 分の 160 (100 分の 5 増)	12 月期	100 分の 155	100 分の 165 (100 分の 10 増)	100 分の 160 (100 分の 5 減)
支給期	現行	改正後																
		令和 4 年度	令和 5 年度以降															
6 月期	100 分の 155	100 分の 155	100 分の 160 (100 分の 5 増)															
12 月期	100 分の 155	100 分の 165 (100 分の 10 増)	100 分の 160 (100 分の 5 減)															
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 適用期日 令和 4 年 12 月 1 日</p>																

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 105 号			
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和 4 年人事院勧告、令和 4 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	現行	改正後	
				令和 4 年度	令和 5 年度以降
		6 月期	100 分の 155	100 分の 155	100 分の 160 (100 分の 5 増)
12 月期	100 分の 155	100 分の 165 (100 分の 10 増)	100 分の 160 (100 分の 5 減)		
5	施行期日等	1	施行期日	公布の日	
		2	適用期日	令和 4 年 12 月 1 日	